

## 珠算・暗算検定試験問題の程度および内容

試験の程度及び内容は、次のとおりとする。

### 珠算能力検定試験(4・5・6級)

制限時間はいずれも 30 分、合格基準点は 210 点とする。

#### 4 級

- (1) みとり算 5けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 50 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 7 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 6 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

#### 5 級

- (1) みとり算 4けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 40 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 6 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 5 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

#### 6 級

- (1) みとり算 3けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 30 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 5 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 4 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

### 暗算検定試験(1・2・3級)

制限時間はいずれも 12 分、合格基準点は 400 点とする。

#### 1 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算または加減算 20 題とする。(1 題 10 口、1 題の総字数 30 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 5 けたの無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり暗算 法・商合わせて 5 けたの無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

#### 2 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算 20 題とする。(1 題 7 口、1 題の総字数 21 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 4 けた (法 2 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする
- (3) わり暗算 法・商合わせて 4 けた (法 2 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

#### 3 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算 20 題とする。(1 題 5 口、1 題の総字数 15 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 4 けた (法 1 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり暗算 法・商合わせて 4 けた (法 1 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

## 段位認定試験問題の程度および内容

試験の程度及び内容は、次のとおりとする。

### 問題程度(珠算・暗算)

- (1)かけ算 法・実合わせて11けたのもの60題とする。ただし、無名数のもの30題、円名数のもの30題とし、帯小数・小数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき無名数は小数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。  
制限時間10分。
- (2)わり算 法・商合わせて10けたのもの60題とする。ただし、無名数のもの30題、円名数のもの30題とし、帯小数・小数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき無名数は小数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。  
制限時間10分。
- (3)みとり算 10けたの円名数の加算または加減算30題とする(1題10口、1題の総字数100字)。  
制限時間10分。
- (4)かけ暗算 法・実合わせて5けた・6けた・7けたのもの各20題の計60題とし、全問無名数とする。  
制限時間3分。
- (5)わり暗算 法・商合わせて5けた・6けた・7けたのもの各20題の計60題とし、全問無名数とする。  
制限時間3分。
- (6)みとり暗算 4けた・6けた・8けたのもの各10題とし、無名数の加算または加減算の計30題とする。  
制限時間4分。

### 段位認定 (珠算・暗算共通)

試験の結果は、種目ごとに審査する。認定基準は、下表「段位認定基準表」のとおりとする。

(1)・(2)・(3)の全種目について段位の認定を受けた者には、昇段した場合においてのみ珠算段位認定証書を授与する。

(4)・(5)・(6)の全種目について段位の認定を受けた者には、昇段した場合においてのみ暗算段位認定証書を授与する。

各種目の段位については、申請により当該段位の種目別認定証を発行する。

取得された段位のそれぞれの種目については、2年間(過去5回)その科目の成績を留保する。

#### 【段位認定基準表】

種目	問題数	得点	準初段	初段	準二段	二段	準三段	三段	四段	五段	六段	七段	八段	九段	十段
かけ算	60題	5点	90	100	110	120	130	140	160	180	200	220	240	260	290
わり算	60題	5点													
みとり算	30題	10点													

以上

## 【答案記入上の注意】

- ①答は、定められた欄の中に、はっきりと書くこと。
- ②答の1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ「,」を付けること。
- ③無名数の答えは、次の例のように書くこと。  
(例) 0.25 1,427.39 2,905,406
- ④端数処理をした無名数の答は、次の例のように書くこと。  
(例) 小数第3位未満の端数を四捨五入したとき  
そろばん面 答  
0.4595……………0.460 0.46  
5.2004……………5.200 5.2 (5.20とは書かないこと。)
- ⑤端数処理をしなかった無名数の答は、次の例のように書くこと。  
(例) そろばん面 答  
0.45……………0.45 .45 (0.450または.450とは書かないこと。)  
5.2……………5.2 (5.20または5.200とは書かないこと。)
- ⑥名数の答は、次の例のように書くこと。  
(例) ¥9,528 ¥9,528. ¥9,528.— 9,528  
(¥9,528.0 ¥9,528¥ ¥9,528円 9,528¥ のような書き方はしないこと。)  
〔注〕答の頭には、円の記号(¥)を付けるのが原則であるが、付けなくてもよい。
- ⑦答を縦に書いたり、二段に書いたりしないこと。
- ⑧答を書き直す場合は、その答の全部を横線で消して書き直すこと。  
(消しゴムの使用は禁止)  
(例) 1,427.395  
~~—1,428.375—~~
- ⑨答を書き直す場合、定められた欄の中に書けないときには、欄外に書いて、答の頭にその問題の番号を○または( )で囲むか、その欄またはその問題と矢印で結んで書くようにすること。
- ⑩答を二つ以上書いたり、同じ数字やコンマ、小数点でも二重に書いたり、なぞったりしないこと。
- ⑪コンマや小数点は、数字の間に書き、数字に触れたり、数字に重ならないようにすること。